

令和5年度地域スポーツクラブ体制整備支援事業 実務担当者研修会

都道府県及び市区町村における 役割分担・連携体制について

令和6年2月2日（金）
山口県観光スポーツ文化部
スポーツ推進課
山本 聡

1. 本県の現状

○中学生を取り巻くスポーツ環境

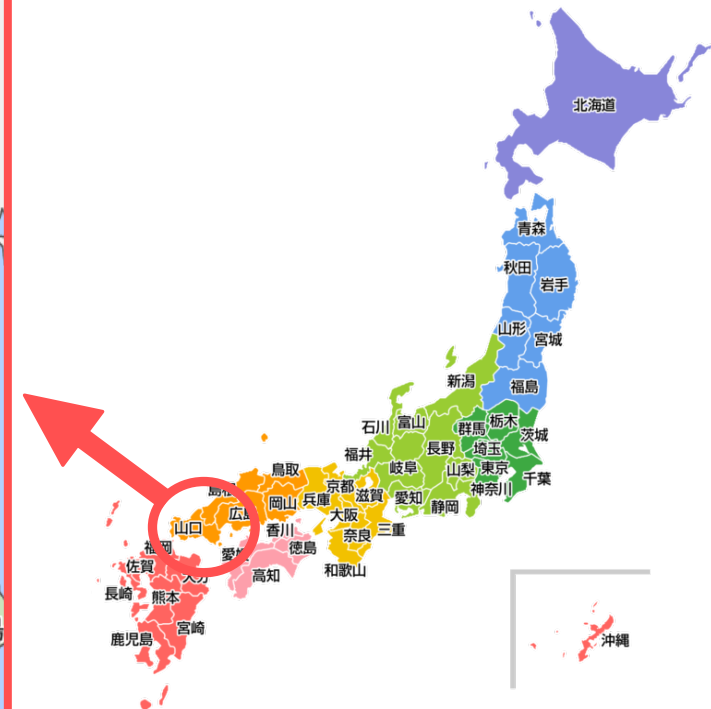
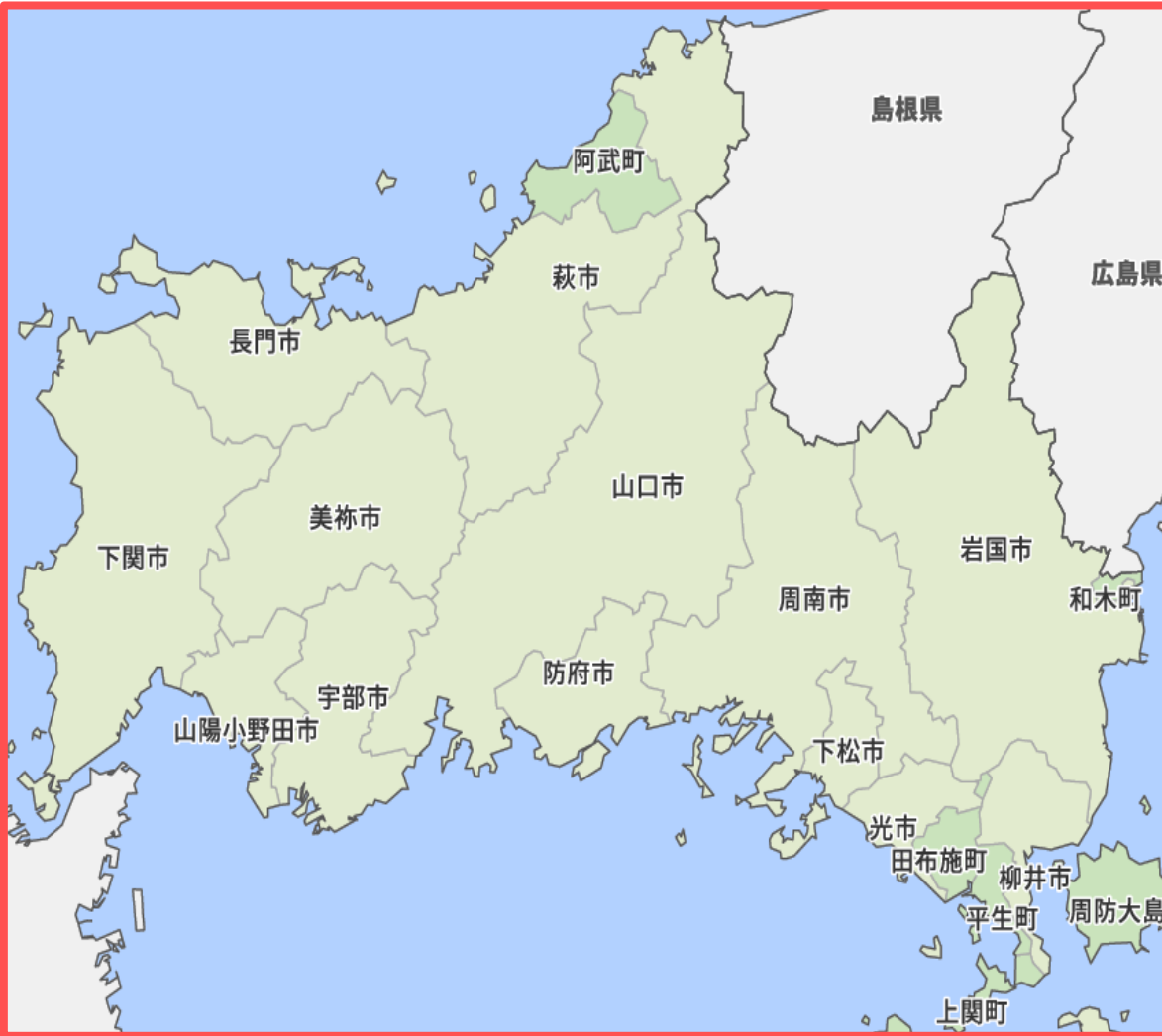
2. 令和5年度本県の取組

3. 今後の課題とまとめ

1. 本県の現状

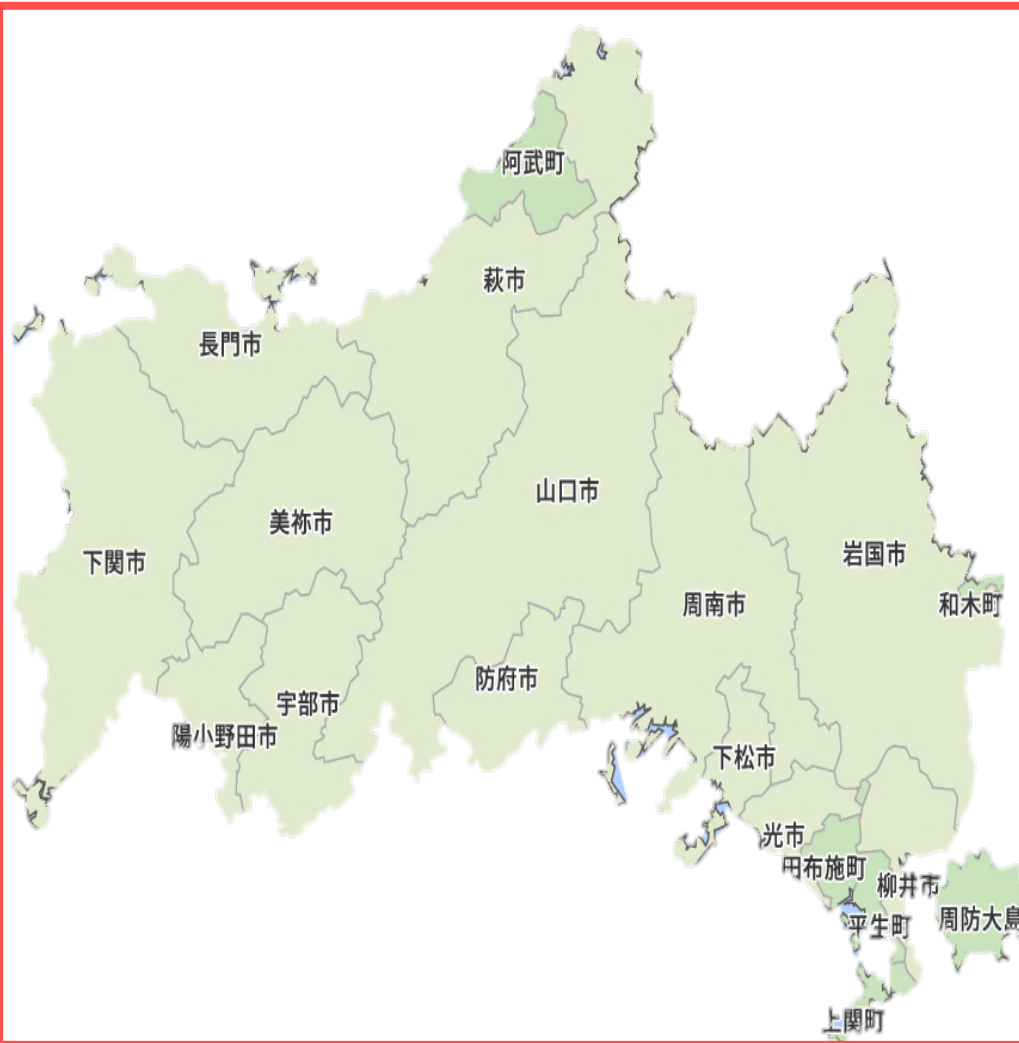
1 本県の概要

山口県の紹介



1 本県の概要

山口県の紹介



人口 1,342,059人(23位)

面積 6,112km²(27位)

公立中学校数 139校

中学校生徒数 33,482人

※国勢調査(R2)

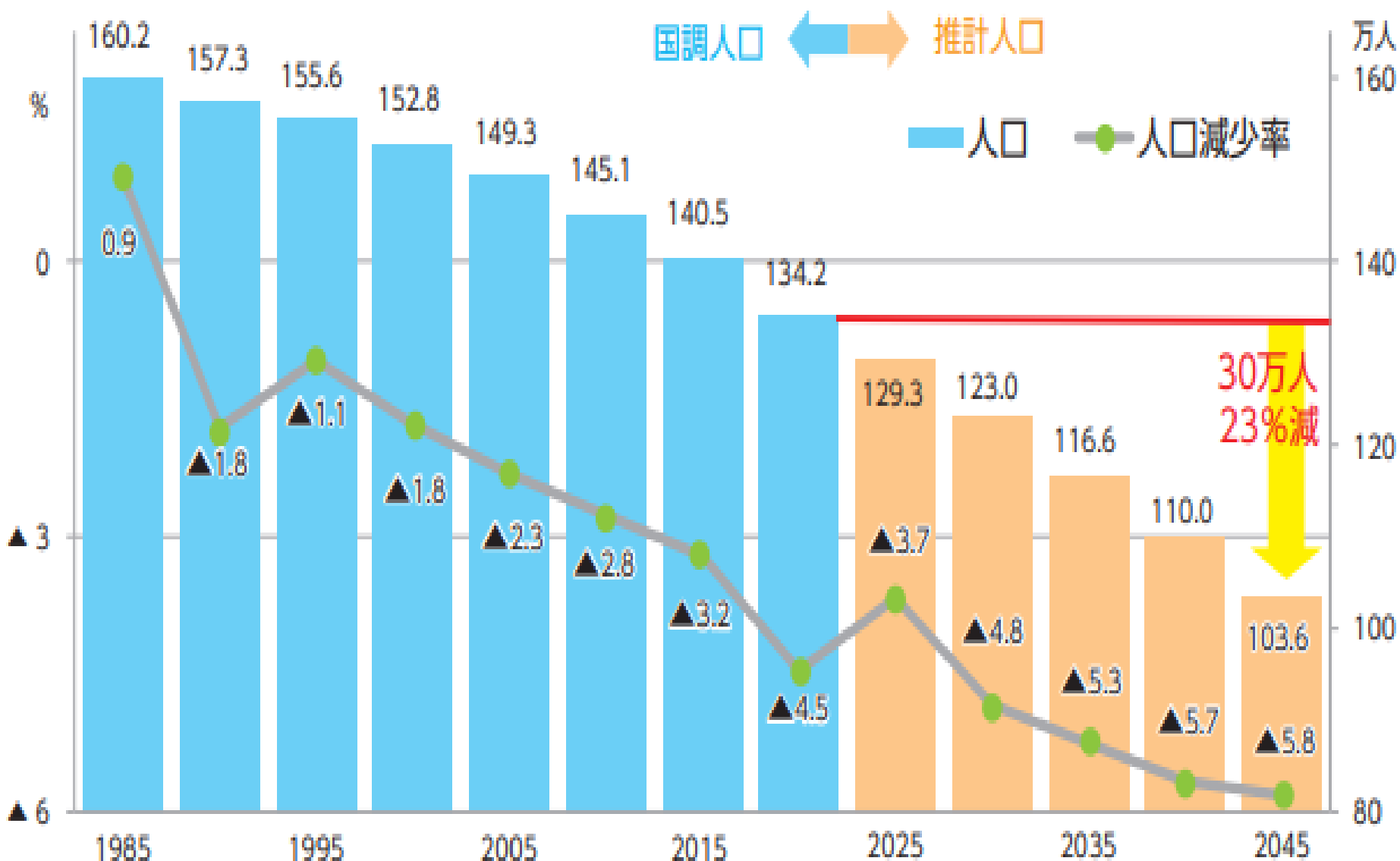
※全国都道府県市区町村別面積調(R3)

※県教育委員会調査(R5)

○ 本県の中学生を取り巻くスポーツ環境

○ 本県の中学生を取り巻くスポーツ環境

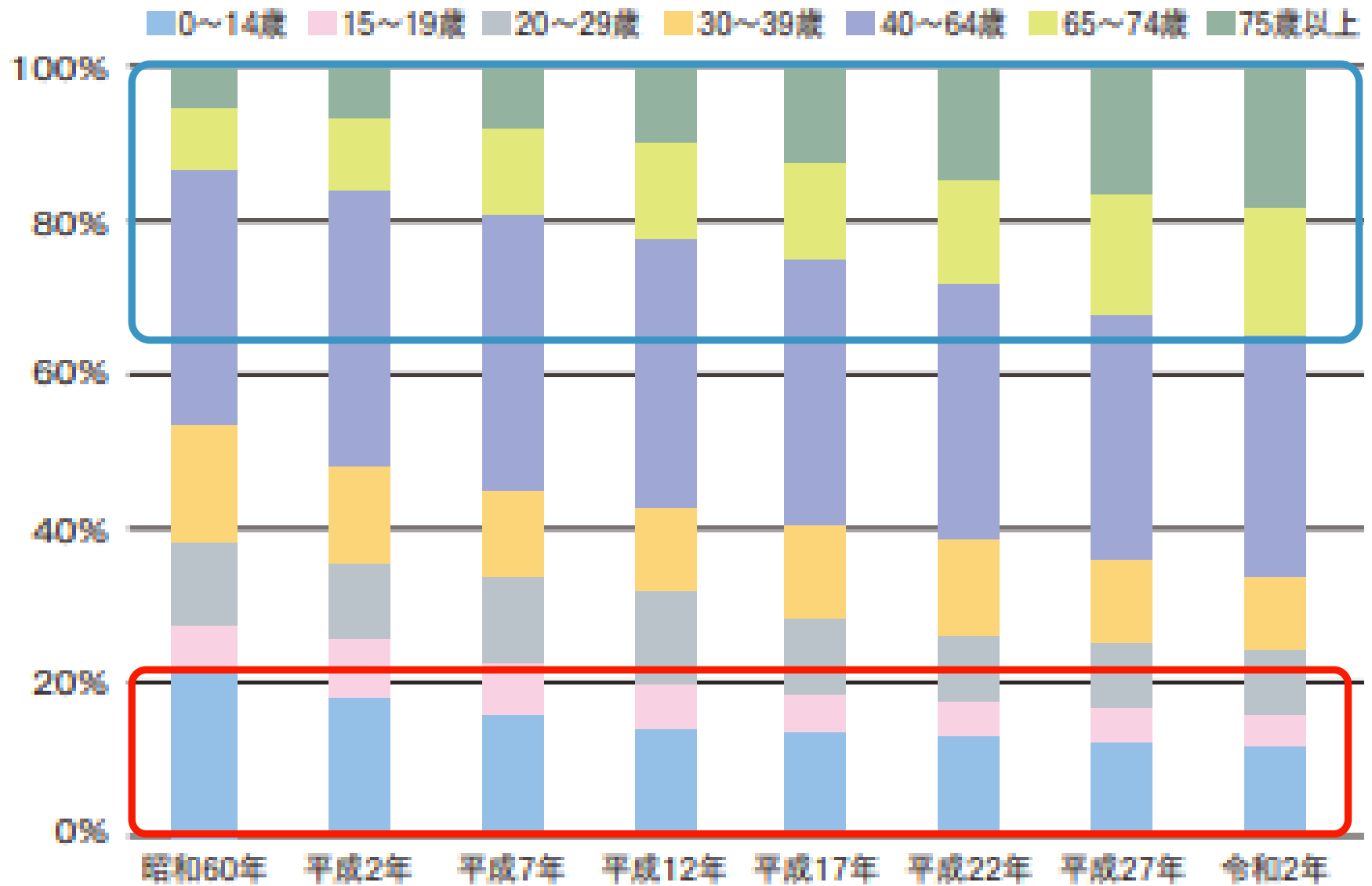
本県の人口の推移と将来推計



※やまぐち未来維新プラン

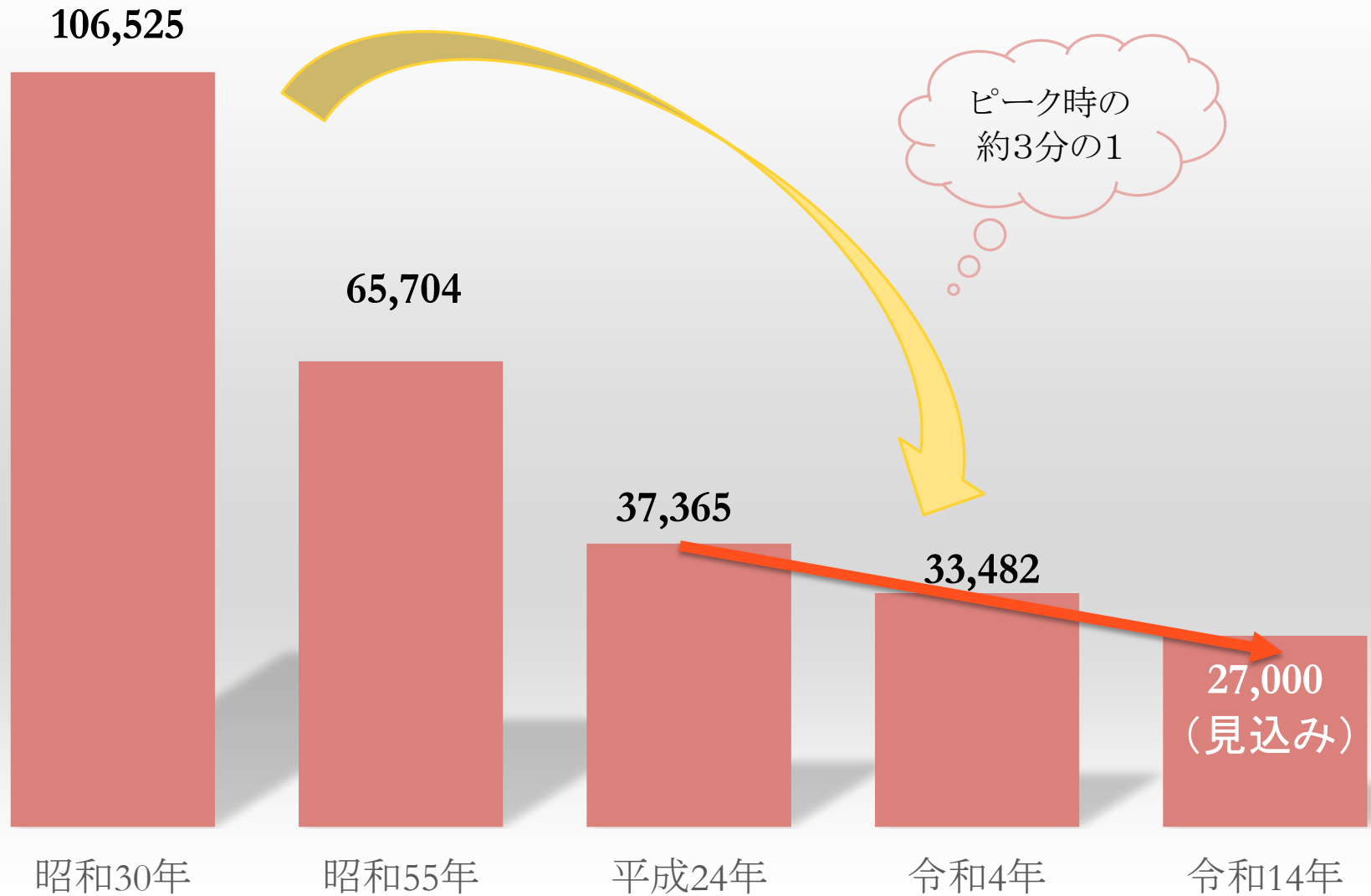
○ 本県の中学生を取り巻くスポーツ環境

年齢構造の推移(山口県)



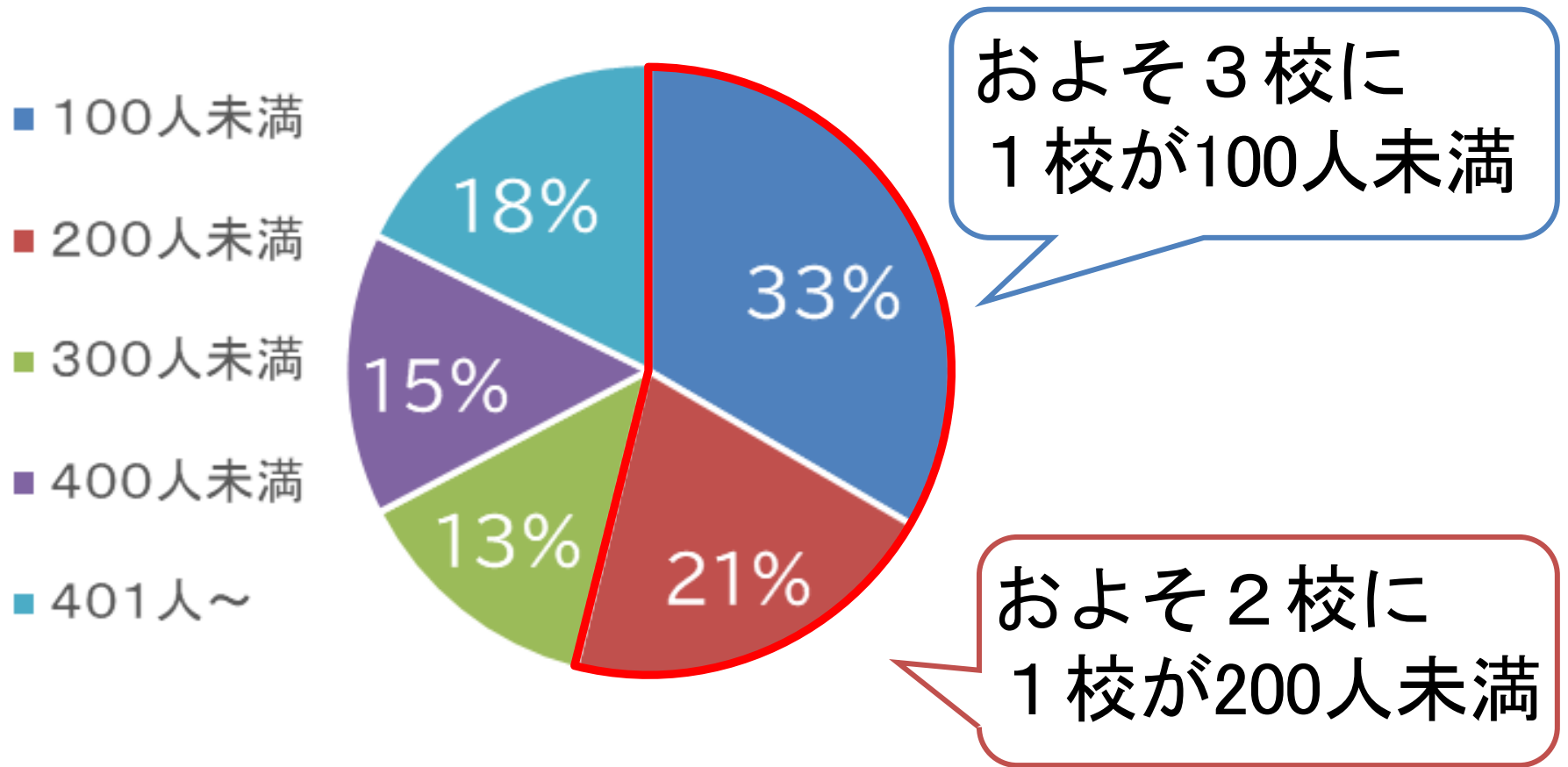
※山口県教育振興基本計画

山口県 中学校生徒数の推移



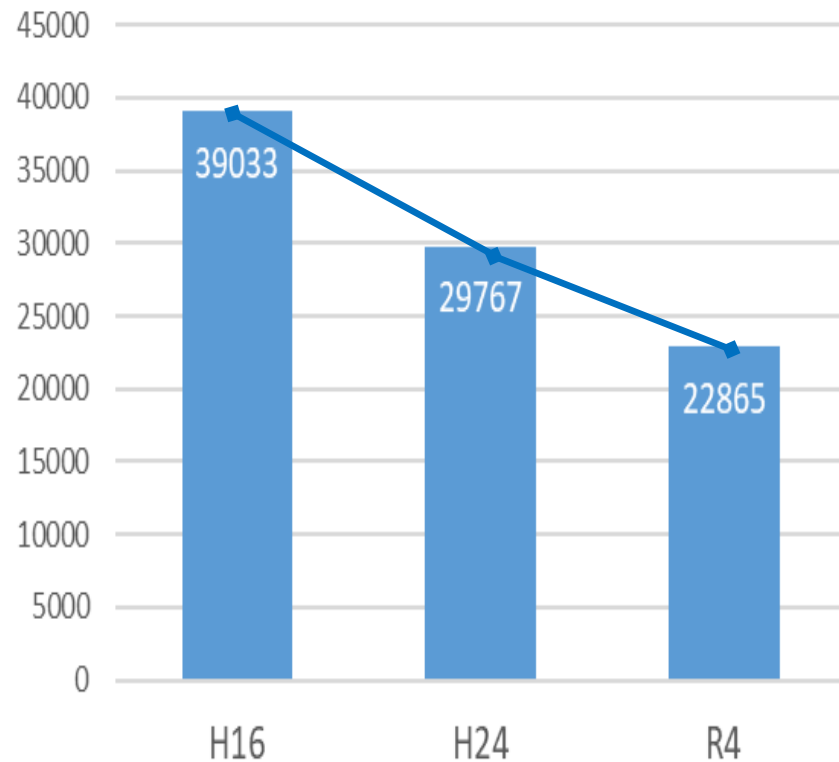
○ 本県の中中学生を取り巻くスポーツ環境

令和4年度 山口県公立中学校 規模別割合

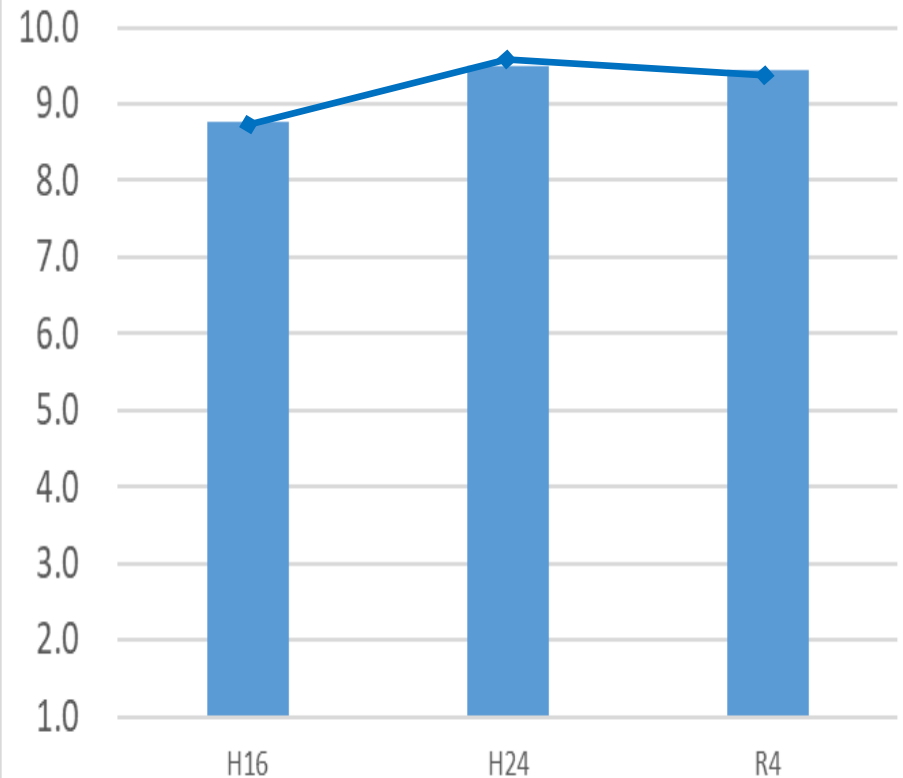


○ 本県の中中学生を取り巻くスポーツ環境

中体連登録部員数



1校当たりの運動部活動設置数



※県教育委員会調査

○ 本県の中学生を取り巻くスポーツ環境

競技・結果志向

もっと練習したい！

技能を高めてアスリート
を目指したい！

仲間と大会で
勝ちたい！

絵を描くことが上手に
なりたい！



レクリエーション志向

週に1度、体を
動かしたい！

サッカーと音楽の
両方がしたい！

健康のために運動
したい！

結果よりもみんなと
楽しみたい！

生徒の部活動に求めるニーズが多様化

○ 本県の中中学生を取り巻くスポーツ環境

【公立中学校教員の時間外在校等時間の調査（令和2・3年度）より】

○ 時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の人数・割合

校 種	年 度	人 数（人）	割 合（％）
中学校	R2	1,148 人	46.4％
	R3	1,233 人	50.3％

○ 時間外在校等時間が月45時間を超えた主な理由

校 種	年 度	①部活動	②生徒指導	③学習指導	④学年・学級	⑤教材研究	⑥校務分掌	⑦地域連携	⑧予見不能事案	⑨その他
中学校	R2	24.8％	8.5％	2.7％	23.7％	14.8％	23.4％	0.4％	0.6％	1.2％
	R3	21.5％	5.8％	2.9％	28.4％	13.6％	25.6％	0.2％	0.7％	1.2％

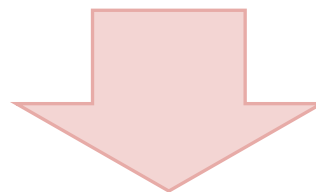
- ・ 中学校では、時間外在校等時間が月45時間を超える主な理由は、「部活動の指導のため」「学年・学級の業務のため」「校務分掌の業務のため」の割合が高い。

2 令和5年度本県の取組

少子化の進行
子どもたちのニーズの多様化
学校の働き方改革の加速化



**学校部活動では、子どもたち自らの興味関心に応じて
スポーツ活動に親しめる機会の確保に限界がある**



少子化の中でも、将来にわたり、本県の子どもたちが
スポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる
機会を確保するため、部活動改革を推進

(1)県方針の策定

国ガイドラインを踏まえ、**県観光スポーツ文化部と県教育委員会**の**共同**で、本県の改革の方向性や具体的な内容等を盛り込んだ、部活動の段階的な地域移行に係る県の方針

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針

を策定

- 市町及びやまぐち部活動改革推進協議会において意見聴取
- スポーツ推進審議会、文化芸術審議会、教育委員会会議等各分野の専門家からの意見を反映
- パブリック・コメントを行い、意見を参考にしつつ、昨年10月に公表



○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、**少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要**

○めざす姿

- 「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において継承・発展**
- 地域での多様な体験や様々な世代との交流等を通じた学びなどの**新しい価値が創出**されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により**、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による**絆の強い地域づくり**
- 学校全体の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

※**地域クラブ活動**：学校の教育課程外の活動として、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、社会教育法上の「社会教育」の一環として捉えることができる地域において行われるスポーツ・文化芸術活動

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
 - ・ 早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・ 移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 県は、今後の市町の進捗状況及び国の方針等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、必要に応じて、方針を見直す。**

Ⅰ. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動**の在り方を示す。

(主な内容)

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方策に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

Ⅱ. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

(主な内容)

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が取り組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

Ⅲ. 大会等の在り方の見直し

学校部活動の参加者だけでなく、地域クラブ活動の参加者のニーズ等に応じた大会等の運営の在り方を示す。

(主な内容)

- 大会参加資格を、地域クラブ活動の会員等も参加できるよう見直し
 - ※ 日本中体連は令和5年度から大会への参加を承認、その着実な実施
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の指導者が引率できる体制整備
- 県内大会の在り方の見直し（開催回数の精選、複数の活動を経験したい生徒等のニーズに対応した機会を設ける等）
- 開催時期や大会日程など生徒の安全を確保

★ 主として、公立中学校の生徒を対象 17

○方針策定の趣旨等

- 少子化が進む中、公立中学校等において、地域によっては部活動の小規模化が進行。団体競技等においては、学校単位の充実した部活動の維持が困難
- 今後は、少子化の中でも、将来にわたり本県の子どもたちがスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保していくことが必要

○めざす姿

- **「地域の子どもたちは、学校を含めた地域で育てる。」**
という意識の下で、地域の実情に応じた生徒のスポーツ・文化芸術活動の**最適化**を図り、**体験格差を解消**
- **学校部活動の意義や役割について、地域クラブ活動において**継承・発展****
- **地域での多様な体験や様々な世代との交流**等を通じた学びなどの**新しい価値が創出**されるよう発達の段階やニーズに応じた多様な活動ができる環境を整備

○期待される効果

- 地域の生徒や多世代間との交流を通して、子どもたちの人格形成に寄与
- **多様な種目・分野の経験により、将来のトップアスリートや文化芸術の専門家等を育成**
- 多世代との交流による新たなコミュニティの創出や、活力あるスポーツ・文化環境の構築による**絆の強い地域づくり**
- 学校の業務軽減につながり、学校教育の質の向上

○期待される効果



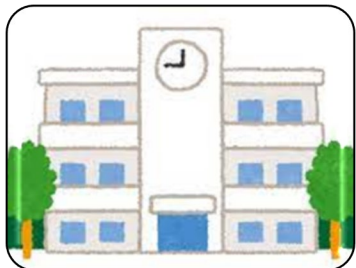
生徒

- ・ 存続が厳しくなった活動を継続
- ・ 地域の生徒や多世代交流を通して、人格形成に寄与
- ・ 多様な活動ができる環境を整備し、子どもたちの「体験格差」を解消



地域社会

- ・ 多世代が交流して活動し、新たなコミュニティづくり
- ・ 活力ある環境構築により、絆の強い地域づくり
- ・ 地域の子どもたちが、将来的に地域で活躍するなどの好循環



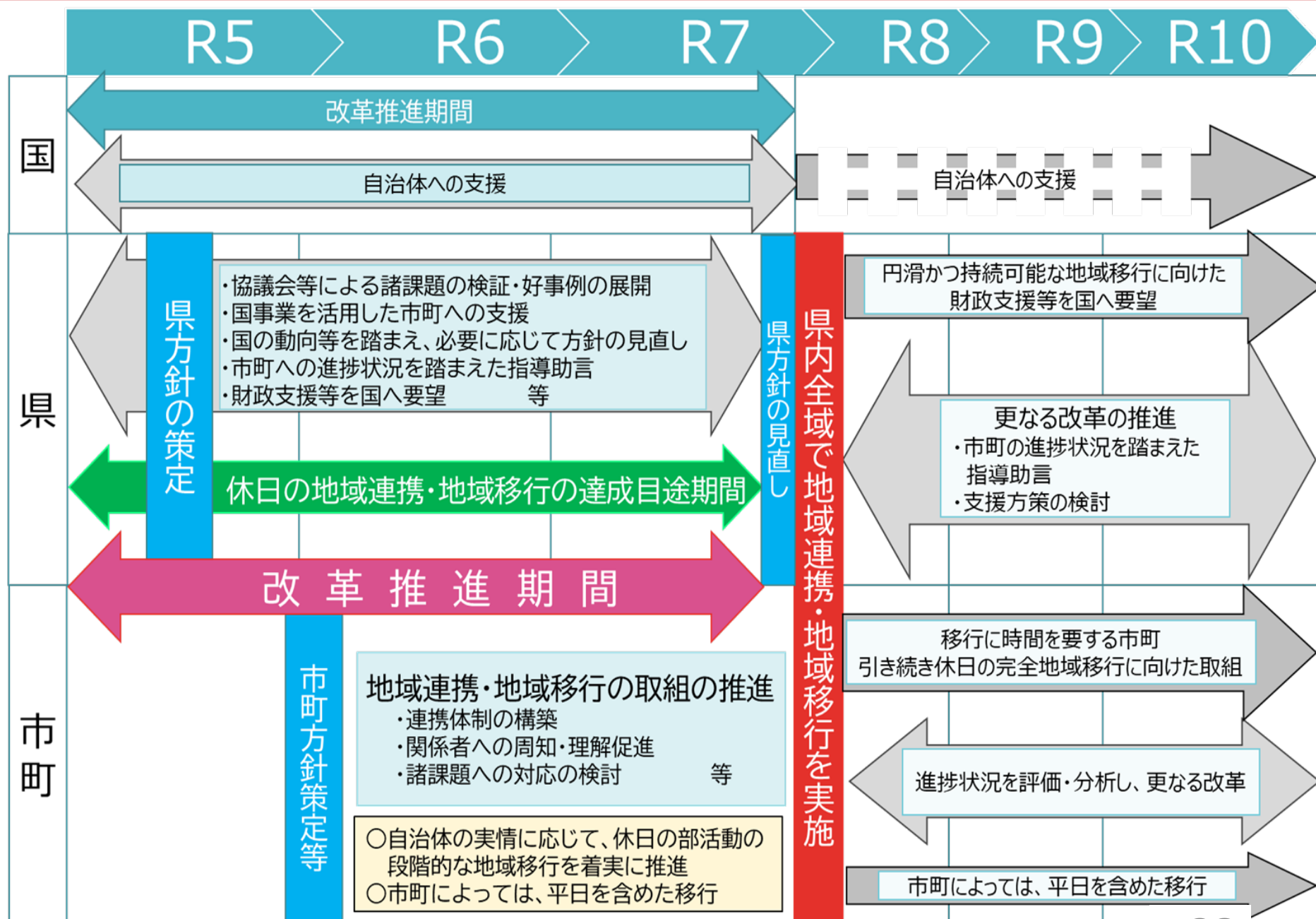
学校

- ・ 学校全体の業務軽減につながり、教材研究など本来の業務時間の確保ができ、学校教育の質が向上

○改革の方向性

- **令和5年度から7年度末までの3年間を改革推進期間とし、県内全ての市町において、休日の学校部活動の地域連携、または、地域移行に向けた取組を実施。**
 - ・早期に休日の地域移行が可能な市町については、令和7年度末までの実現をめざす。
 - ・移行に時間を要する市町については、先行事例を踏まえた取組や広域連携等により、できるだけ早い時期の実現をめざす。
- 平日の学校部活動の地域移行については、地域の実情に応じて、できるところから取り組む。
- 今後の国の方針や市町の進捗状況等を踏まえて、**改革推進期間終了時期等に、県は必要に応じて、方針を見直す。**

山口県新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針【概要】



I. 新たな地域クラブ活動

学校部活動の維持が困難となる前に、学校と地域との連携・協働により生徒の活動の場として整備すべき**新たな地域クラブ活動**の在り方を示す。

（主な内容）

- 地域クラブ活動の要件
- 地域クラブ活動の運営団体・実施主体の整備充実
- 行政や関係機関等による協議会などの体制の整備
- 質の高い指導者の確保と、県による人材バンクの整備
- 希望する教員等の円滑な兼職兼業
- 競技志向の活動だけでなく、複数の運動種目・文化芸術分野等、生徒の志向等に適したプログラムの確保
- 保護者負担等の軽減に向けた取組を行う市町に対する国の支援方策に沿った県の支援
- 適切な活動時間や休養日を設定
- 公共施設を使用する際の負担軽減・円滑な利用促進

国のガイドラインに出てきた、

➤ 新たな地域クラブ活動とは…

- 学校の教育課程外の活動として、社会教育（主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動）の一環としても捉えることができる。
- スポーツ基本法上の「スポーツ」として位置づけられるもの。
- 学校と連携し、教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツの振興の充実。
- 地域のスポーツ団体、学校等の関係者の理解と協力の下、生徒の活動の場を整備。

このことを踏まえると…

- 地域クラブ活動は、学校部活動の教育的意義や役割を継承する活動であることを踏まえ、単に中学生が加入するスポーツクラブ・文化芸術クラブ等とは区別する必要があると考えられる。
- 特に、行政からの支援の対象となる地域クラブ活動については、この方針に従って、例えば、市町が以下のような要件を設定し、登録・指定を行うなど適切な地域クラブ活動として運営されることが望ましい。
- また、必要に応じ、地域の実情を踏まえながら、近隣市町と要件を調整することも想定される。

例えば地域クラブ活動の要件の例として・・・

《地域クラブ活動の要件》

(例)

- 国が通知した、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」に準じた活動を行っていること。
- 学校部活動の全部、または一部を引き受ける団体であること。
- 活動状況について、定期的に生徒の在籍校と情報共有等が行われていること。
- 規約・定款等に基づいた団体の運営を行い。会計について公の場で承認を受け、適切にされていること。
- 活動中の事故やトラブル等の管理責任が明らかであり、その解決に向けて、必要に応じて学校と連携する体制が整備されていること。

などの要件が考えられる。

※ 地域クラブ活動設置の際に、各市町によって検討される

学校部活動

と

地域クラブ活動

項 目	学校部活動	地域クラブ活動
運営団体 実施主体	各公立中学校	市町行政、スポーツ協会・文化連盟 総合型スクラブやスポーツ少年団等 地域学校協働本部等
参加者	各中学校区の生徒	地域の希望する子どもたち
活動日 休養日 活動時間	ガイドラインに沿った活動 ※平日…1日、土日…どちらか 1日休養日を設定 ※活動時間は、 平日…2h、休日…3h程度	運営団体・実施主体による ※原則、国のガイドラインを遵守 ※健康面の配慮から適切な活動時間を設定
活動場所	原則は、各公立学校	学校、公共施設、クラブ施設など様々な スポーツ・文化施設
指導者	教員・部活動指導員	多様な指導者を想定 ※公認指導者資格等の取得を推奨
指導者 謝金	部活動特勤業務手当	実施主体により設定 ※ 妥当な金額の協議・検証等
保 険	日本スポーツ振興センター	各自でスポーツ安全保険などに加入を推奨
負担費用	学校の校納金など	参加者により、指導者の謝金、 施設使用料などを会費等を負担 ※ 運営に必要な低廉な額の協議・検証等

学校部活動の教育的意義や役割の継承とは？

地域クラブ活動と学校との連携とは？

○ 学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展

【教育的意義や役割】

- ・ 体力や技能の向上
- ・ 異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築
- ・ 学習意欲の向上
- ・ 自己肯定感、責任感、連帯感の涵養 など

○地域クラブ活動と学校の連携

スケジュールや活動方針
等の共通理解

生徒の活動状況の
情報共有

関係機関と連携した
相談体制

地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動の内容等
も生徒や保護者に周知



地域の子どもたちは
学校を含めた
地域で育てる！



地域における生徒
の望ましい成長



Ⅱ. 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

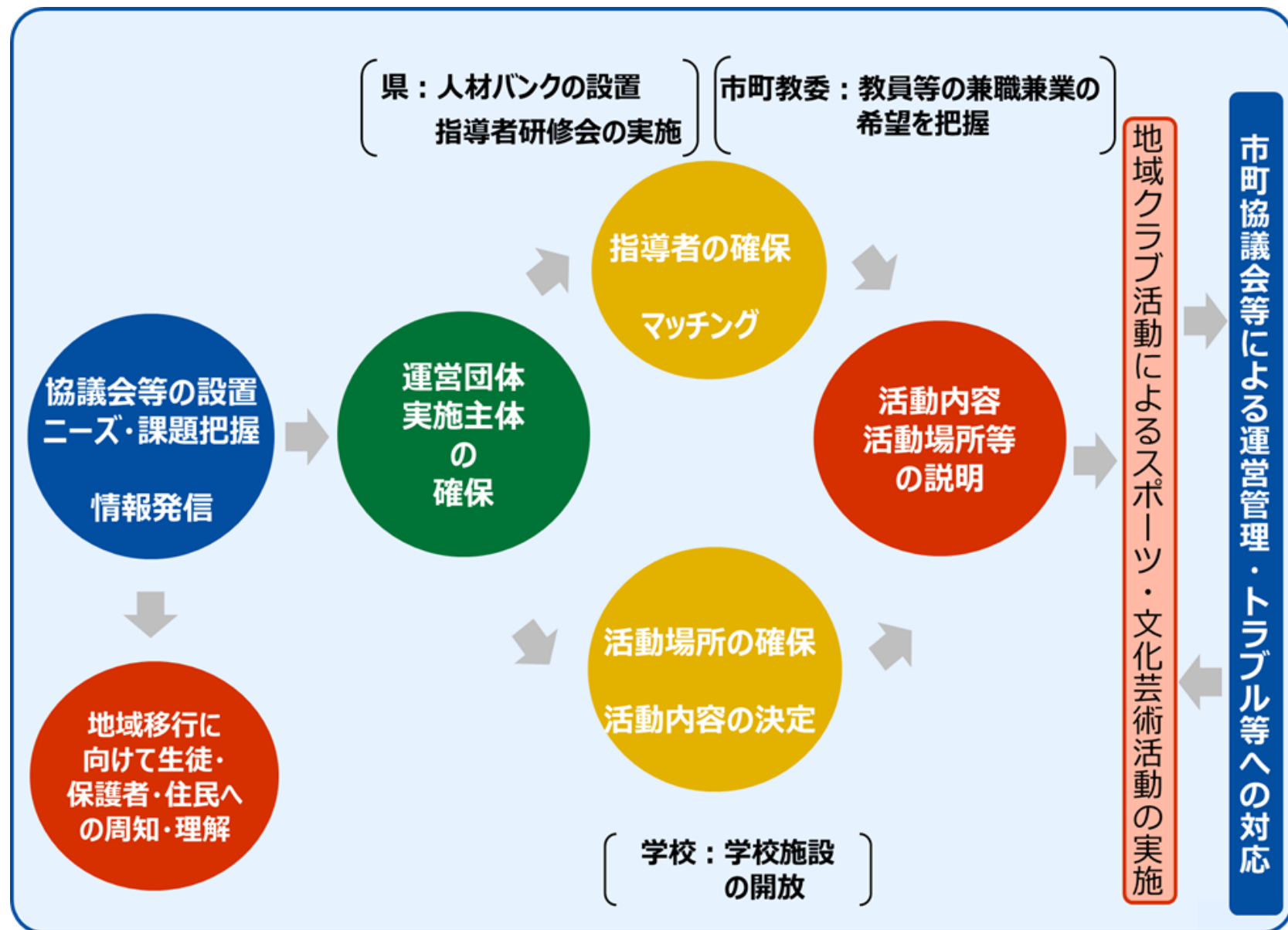
新たな地域クラブ活動等の整備に当たり、多くの関係者が連携・協働して段階的・計画的に取り組むため、その進め方や地域クラブ活動のモデル・イメージ等を示す。

（主な内容）

- 学校部活動の地域連携・地域移行に向けた生徒、保護者、地域の住民等への丁寧な周知・理解の促進
- 本方針を踏まえ、地域の実情に応じた市町の方針の決定
- 関係者からなる協議会等を設置し、地域の実態を把握し、地域クラブ活動等の整備方法等を検討し、実行
- ①市町が運営団体となる体制や、②地域の多様な運営団体が行き組む体制など、段階的な体制の整備
 - ※ 地域クラブ活動が困難な場合、合同部活動の導入や、部活動指導員等により機会を確保
- 改革推進期間終了時に、進捗状況を評価、分析し、更なるスポーツ・文化芸術環境の充実

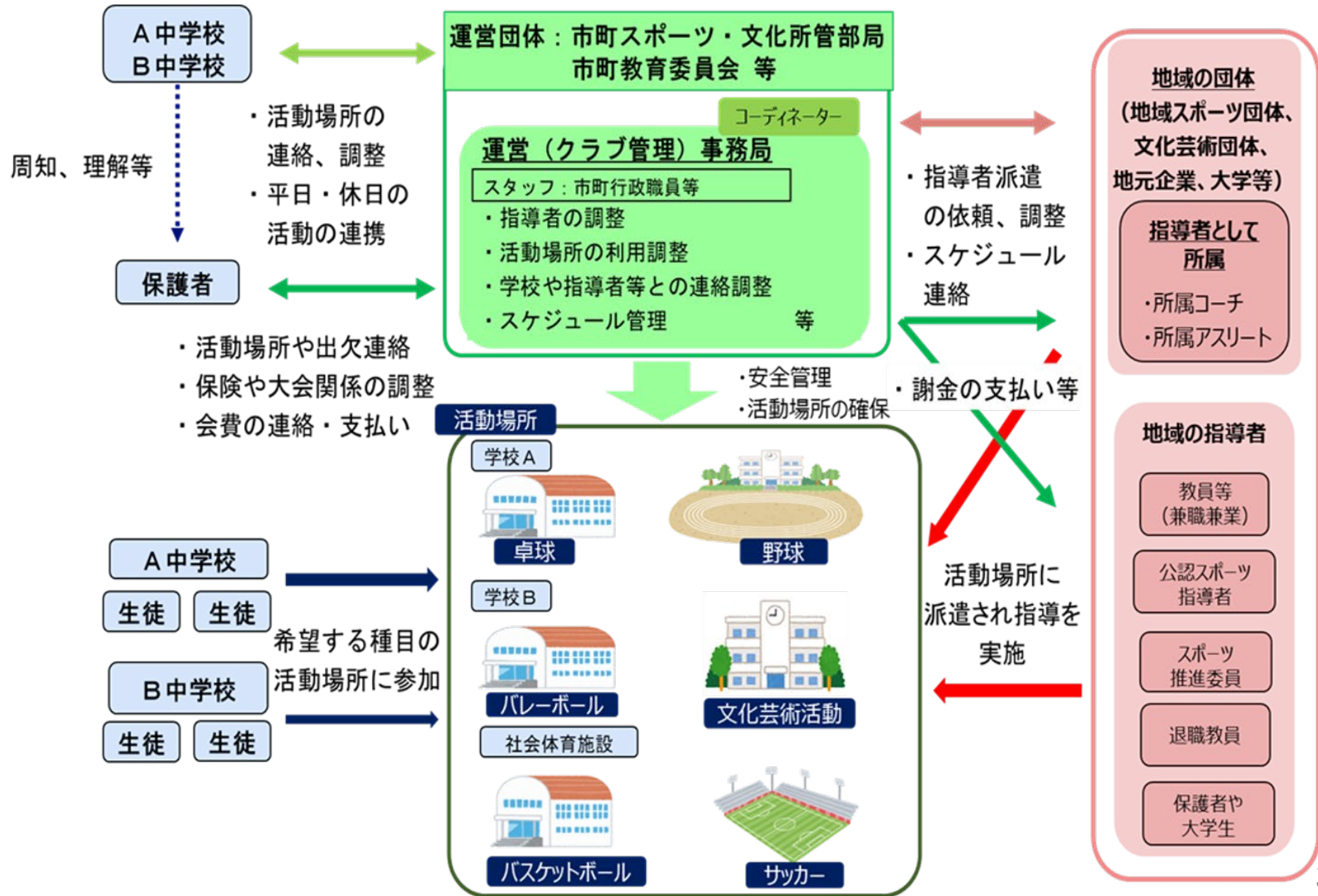
○新たな地域クラブ活動の整備方法

【地域移行に向けた手順(参考・イメージ)】



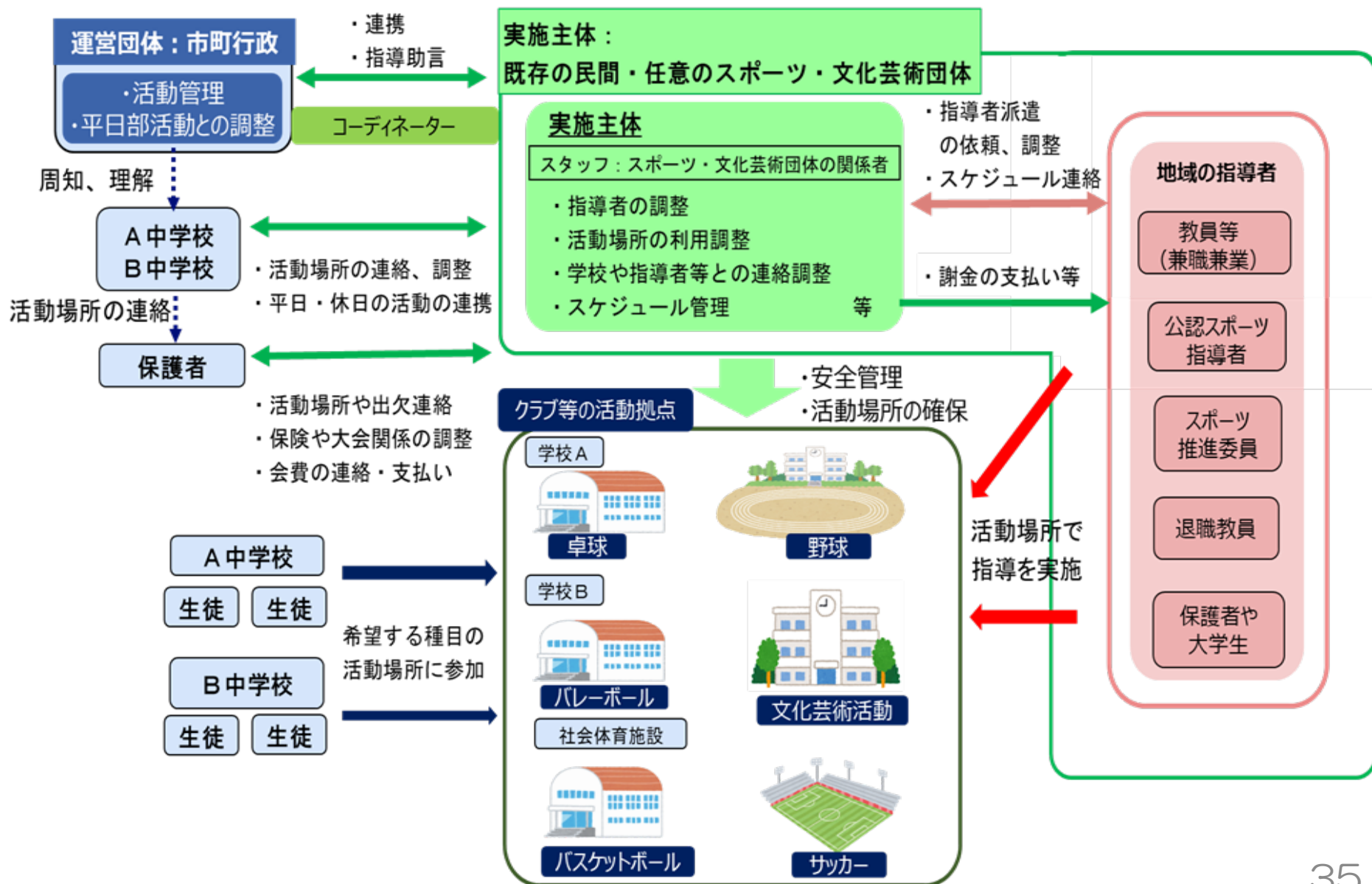
【地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ】

①市町が運営団体となり、指導者を派遣し、希望する生徒が参加する



【地域クラブ活動の運営団体・実施主体のモデル・イメージ】

④既存のクラブが実施主体となり、希望する生徒が参加する



(2)やまぐち部活動改革推進協議会の開催

- 子どもたちが自らの興味・関心に応じてスポーツや文化に親しめる機会確保に向けた新たな体制整備等の検討及び実証事業による取組の成果や課題等を検証

令和3年度 10月設立

令和4年度 3回実施（6月、10月、2月）

令和5年度

◆第1回 5月24日（水）

◆第2回 7月31日（月）

◆第3回 1月30日（火）

【協議内容】

- 本県の部活動改革のめざすべき姿・方向性について
- 実践研修（R3、4年）、実証事業（R5）の事例発表等
- 県方針の素案、最終案への意見聴取



(3)周知・理解の促進

- ① やまぐち部活動改革セミナーの開催
 - 教職員・関係団体等を対象とした、国及び県の方
方向性や具体的取組の周知・理解促進
 - 令和5年11月14日に実施
- ② HPやリーフレットによる広報
 - リーフレットの作成により、各関係者への周知
 - 県のホームページにて、背景・趣旨や国の動向、
県の取組について情報発信

(スポーツ推進課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/96/168888.html>

(学校安全・体育課)

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kyouiku/152594.html>



(4) 国の実証事業の活用

○ 下関市、山口市、萩市、防府市、光市、美祢市、周南市の7市において、実証事業を実施。

- ・コーディネーターを配置し、積極的に関係者との調整
- ・地域の団体等を活用した子どもたちの活動
- ・学校部活動との競合を避けた運営団体・実施主体の検証
- ・保護者、関係者等を対象に部活動地域移行に向けた周知
- ・生徒の移動手段や参加費などの受益者負担などの実証



各市の実情を踏まえた特色ある取組を展開



(5)地域移行体制の構築に対する支援

①山口県部活動の地域連携・地域移行に係る指導者研修会の開催

○目的

地域の指導者等に対し、部活動の地域移行に係る指導の在り方、活動の運営等に関する研修を行い、指導者の資質の維持・向上を図る。



山口県地域連携・地域移行に係る指導者研修会

○内容項目

地域スポーツクラブ活動  スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY
アドバイザー事務局より講師を派遣
NPO法人希楽々 渡邊優子様

11月25日（土）1日目	11月26日（日）2日目
◇ 受付・開会行事	◇ 受付・開会行事
◇ 地域スポーツを取り巻く環境の変化と中学校の部活動地域移行	◇ ジュニア期のスポーツ活動におけるコンプライアンスの遵守と心構え
◇ クラブの運営と全国的な実践事例	◇ メンタルサポートとけが予防
◇ 学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する方針や則った活動及び中学生の心と体	◇ 緊急時の対応（救命救急）
◇ 事故防止と危機管理の対応	

指導者人材バンク及びポータルサイトの設置

(5)地域移行体制の構築に対する支援

② 広域人材バンク及びポータルサイトの設置

学校部活動の地域移行が円滑に進むよう、指導者やクラブ・活動団体などの情報を一元化して提供することにより、指導者とスポーツクラブ・文化芸術団体等とのマッチングを可能とし、中学生期のスポーツ・文化芸術環境の体制整備のため、ウェブサイトを構築。（令和6年2月末運用開始予定）



サイトの使い方/バンク登録



中学校関係者の方

→
都府に属する地域の指導者や、活動の場としてのスポーツ・文化芸術団体を探すことができます。



指導者に登録する

→
中学校のスポーツ・文化芸術の指導に興味をもちたい地域の方へ。



クラブ・団体を登録する

→
スポーツ・文化芸術活動を行っている県内のクラブ・団体の方へ。

3. 今後の課題とまとめ

山口県の部活動地域移行にむけた取組のPoint

- 知事部局と県教育委員会の役割分担と一体的な取組が必須
- 市町や各関係団体等との連携が不可欠

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像のイメージ

学校部活動

【位置付け】学校教育の一環（教育課程外）

指導者	当該校の教師
参加者	当該校の生徒
場所	当該校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付



学校部活動の地域連携

■合同部活動の導入や部活動指導員等の適切な配置により生徒の活動機会を確保

指導者	部活動指導員等、関係校の教師 （※アスリート・アーティスト等の人材を含む）
参加者	関係校の生徒
場所	拠点校の施設
費用	用具、交通費等の実費
補償	災害共済給付

各自治体における
検討・協議・実践…



■少子化の中、持続可能な体制にする必要
（学校や地域によっては
存続が厳しい）

■地域の実情に応じた
段階的な体制整備



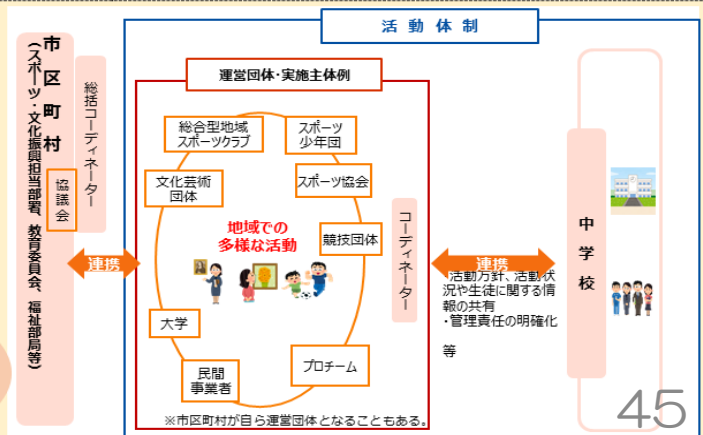
地域の実情に応じ、
当面は併存

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動
（法律上は社会教育、スポーツ・文化芸術）

■地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体（※複数地方公共団体の連携を含む） ②多様な組織・団体（総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等）
指導者	地域の指導者（一部教師の兼職兼業）
参加者	地域の生徒（※他の世代と一緒に参画する場合を含む）
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等



最後に・・・

☆ 話の主人公は、常に子どもであってほしい。

☆ 関係者が、自分事と捉えて協力してくださる環境。

☆ 子どもたちが安心・安全に活動に取り組むことができる持続可能なスポーツ・文化芸術活動の実現のため、自分にできることから一つずつ。

ご清聴ありがとうございました。





部活動改革に係る周南市の取組について

～「学校部活動」から、
「周南市地域クラブ」への円滑な移行に向けて～

周南市教育委員会学校教育課

周南市について



周南市人口 137,059人

児童・生徒数 9,738人
小・中学校数 40校

児童数 6,333人
小学校 27校

生徒数 3,405人
中学校 13校

(R5.4.1 現在)



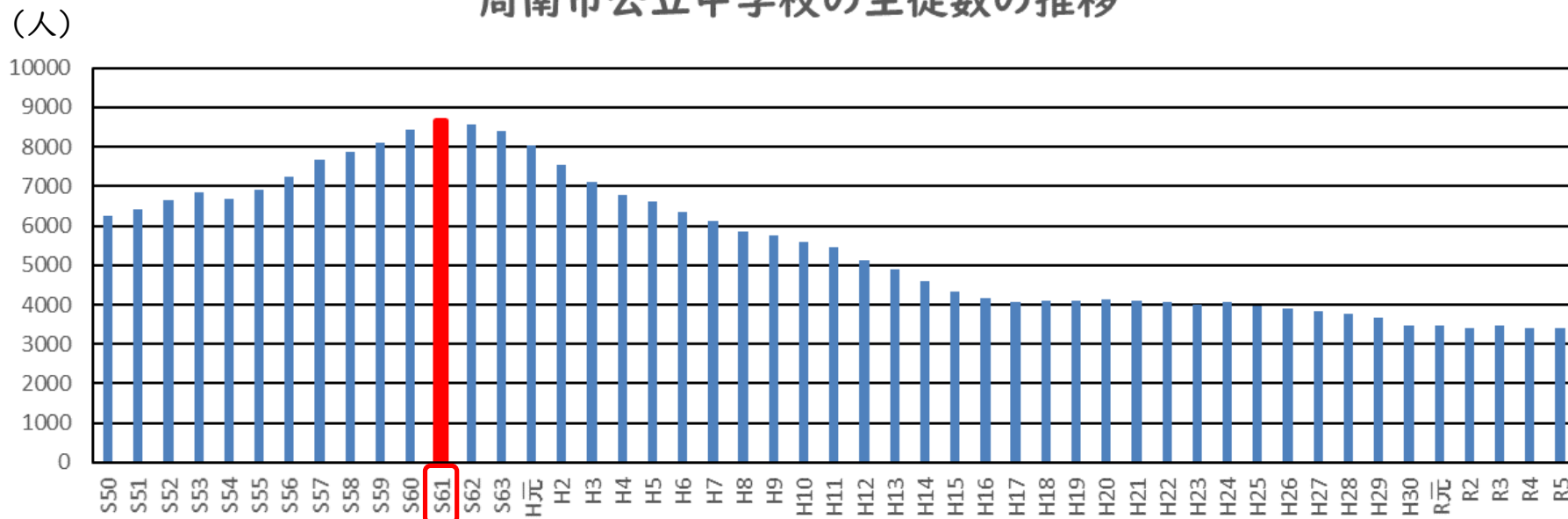
ここから、こころつながる。

周南市

周南市の生徒数の推移について

①

周南市公立中学校の生徒数の推移

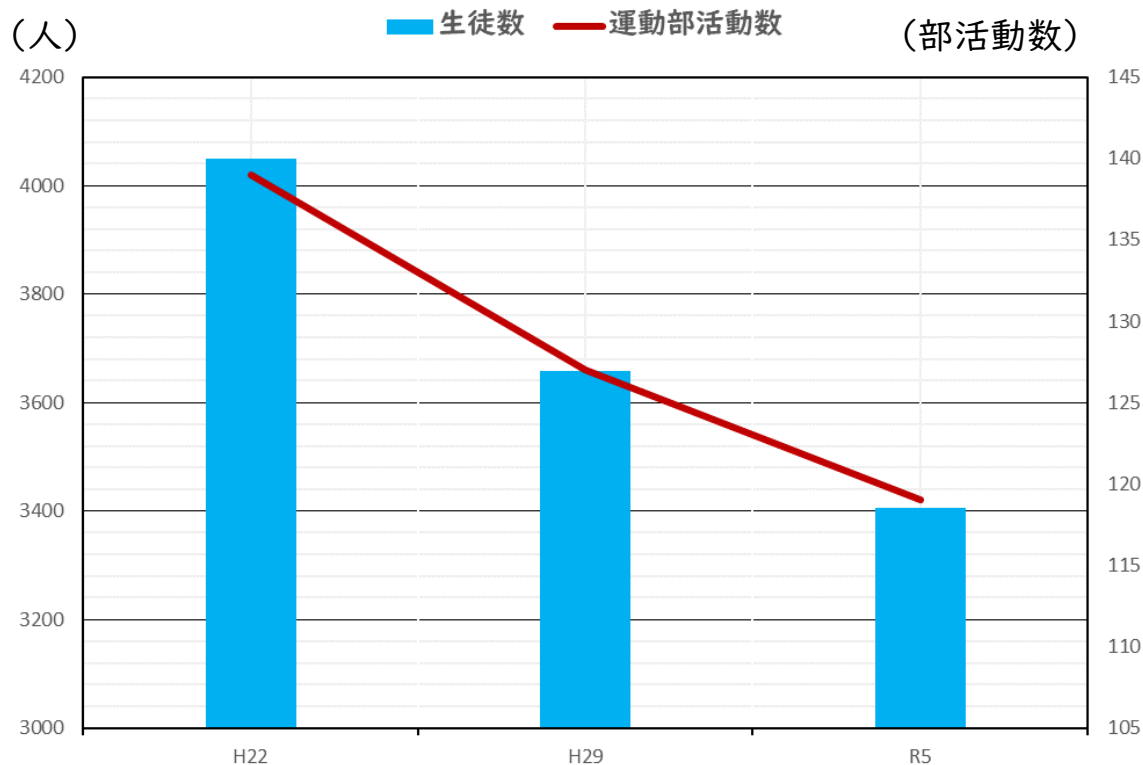


周南市の生徒数は、昭和61年度は約8660人でしたが、令和5年度は約3400人に減少しています

中学校生徒数と運動部活動数の変化

③

周南市公立中学校の生徒数と周南市運動部活動数の変化

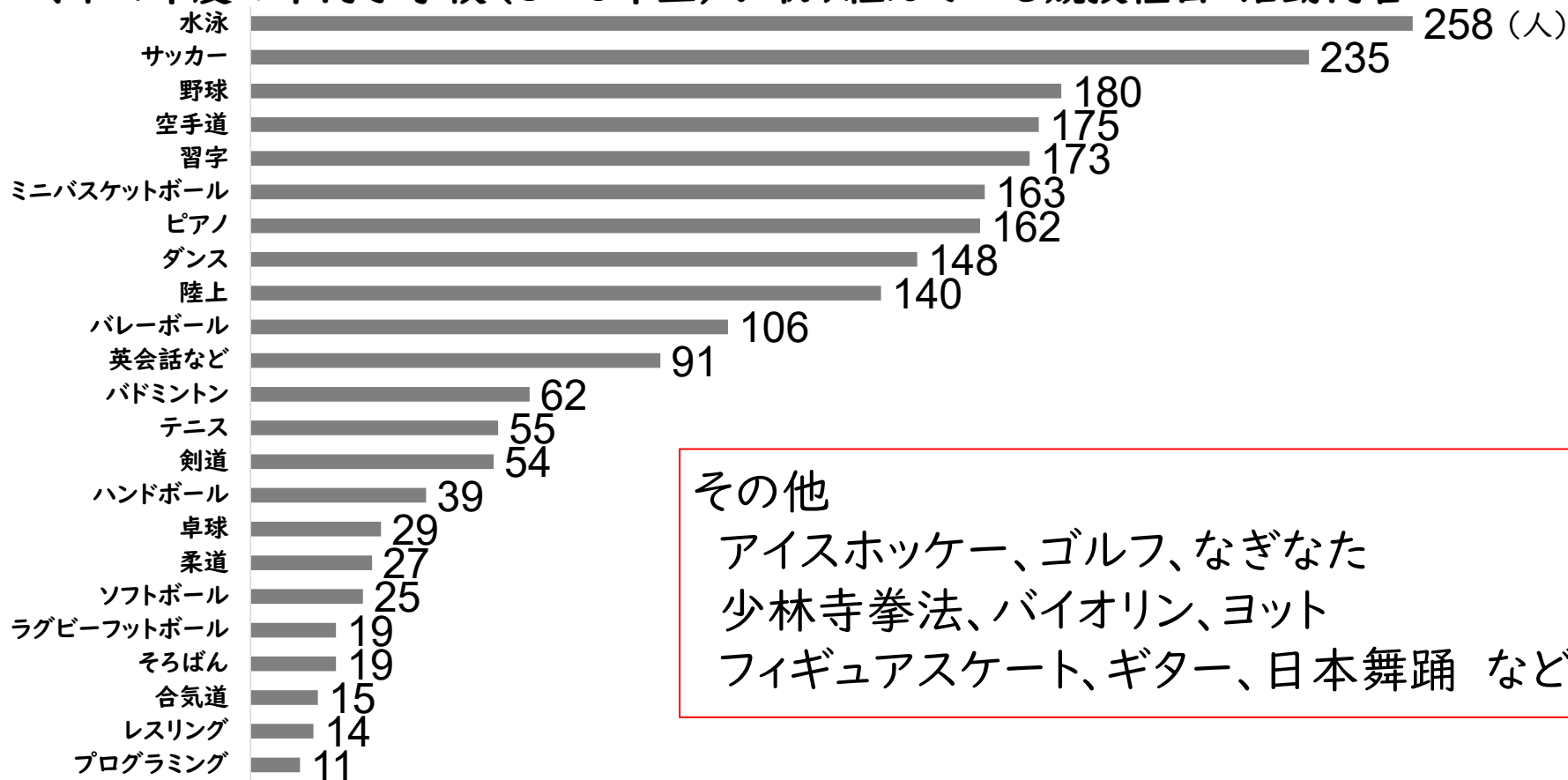


さらに、平成22年度から
令和5年度にかけて、生徒数
は約650人減少し、
周南市全体で20もの運動部
活動が廃部となっています

児童の現状

④

令和4年度の市内小学校（3～6年生）が取り組んでいる競技種目・活動内容



周南市の主な取組

⑤

【 令和3年度 】

- ・部活動指導員の配置（市内6名）
- ・周南市立秋月中学校における実践研究

【 令和4年度 】

- ・市内小・中学校児童生徒、保護者を対象としたアンケートの実施
- ・「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」を3回開催
（第1回：R4.10.27 第2回：R5.1.13 第3回：R5.3.13）
- ・総合教育会議（R5.3.22）において、市長部局の協力体制の必要性を確認

【 令和5年度 】

- ・「周南市文化・スポーツ活動推進協議会」を3回開催
(第4回:R5.6.6 第5回:R5.8.3 第6回:R5.9.28 第7回:R6.1.29)
- ・「周南市地域クラブに係る方針」の策定(10月)
- ・「周南市地域クラブに係る方針」のリーフレットの配布
- ・市PTA連合会主催 小学生の保護者を対象とした説明会
(市内3会場で実施 延べ200名が参加)
- ・市体育協会主催 市民を対象とした中学校部活動地域移行シンポジウム
(約153名が参加)
- ・市体育協会主催 休日クラブ体験実証事業(3中学校区で実施 延べ74名が参加)
- ・市文化振興財団主催 吹奏楽関係者情報交換会

周南市地域クラブの基本方針

「やってみたい」

市内すべての中学生の
「やってみたい」に応え
られる環境づくり

「多様性」

多様な地域で、多様な
世代とともに、多様な文
化芸術・スポーツ活動
等への参加が可能な環
境づくり

「地域の居場所」

中学生の居場所の
ひとつとなる環境づくり

- ① 令和8年度から新たな活動の開始をめざす
- ② 市内全域を対象とした新たな活動を行う
- ③ 平日、休日を一体として新たな活動を行う
- ④ 事務局を設置した仕組みづくりを行う

改革後の中学生の放課後や休日の過ごし方

⑨

文化芸術活動



スポーツ活動



地域伝統芸能活動



学習



ボランティア活動



【活動例】 Aさん

月	火	水	木	金	土	日
サッカー	サッカー	—	サッカー	サッカー	サッカー	—

Bさん

月	火	水	木	金	土	日
バスケット	書道	地域芸能	—	—	バスケット	—

改革後の中学生の放課後や休日の過ごし方(2)

⑩

【活動例】 Cさん 年間を通して定期的に活動する
(週3日程度、月2日程度など)



定期的な活動も可

Dさん 期間限定で活動する
(1学期限定、夏季休暇限定、冬季限定など)



期間限定の活動も可

改革後の中学生の活動場所や活動時間帯

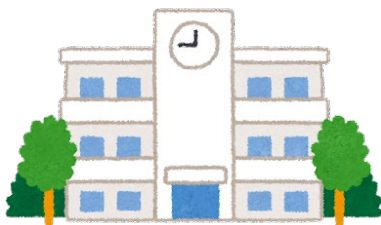
⑪

それぞれが活動 場所へ移動



活動場所（例）

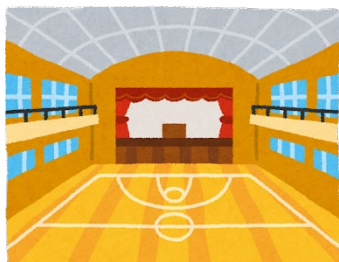
学校施設



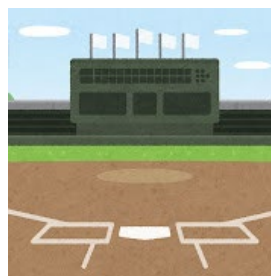
社会教育施設



公共のスポーツ・ 文化芸術施設



地域団体・民間事業者 が有する施設



活動時間（例）

平日夕方

休日午前

平日夜間

休日午後

休日夜間

事務局の設置と実施主体（「周南市地域クラブ」について）

⑫

周南市地域クラブ

事務局

公益財団法人周南市文化振興財団内
文化芸術活動関係事務局
（（仮称）文化芸術活動推進センター）

公益財団法人周南市体育協会内
スポーツ活動関係事務局
（（仮称）スポーツ活動推進センター）

実施主体

センターへの登録団体等の活動

センターの活動

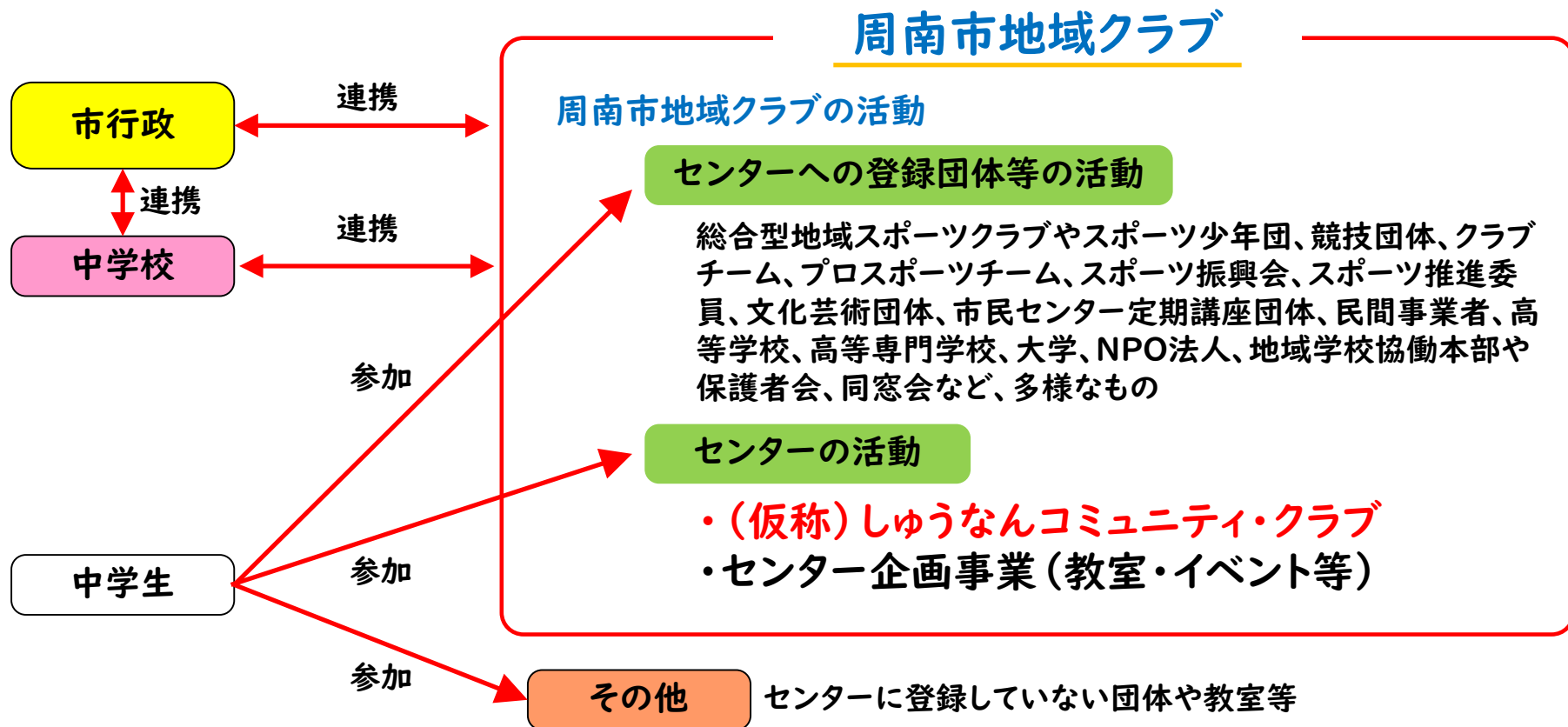
学校が実施主体として
管理運営する「学校部活動」



各センターや各センターへの登録団体等が実施
主体として管理運営する「周南市地域クラブ」

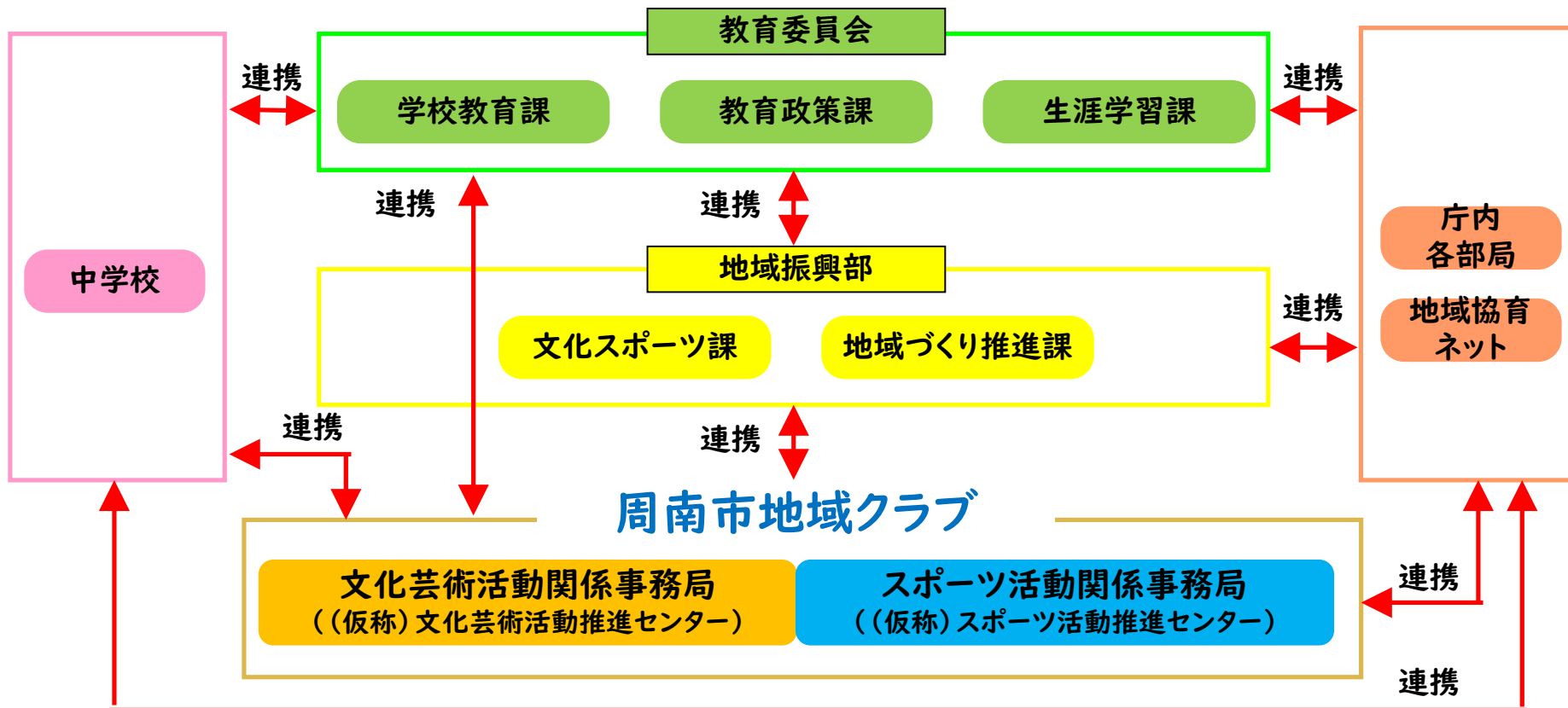
「周南市地域クラブ」について

⑬



周南市地域クラブを推進する組織

⑭



「自主的に参加する生徒」

目的や目標をもって参加する生徒

「交流を大切にする生徒」

多世代と交流を大切にする生徒

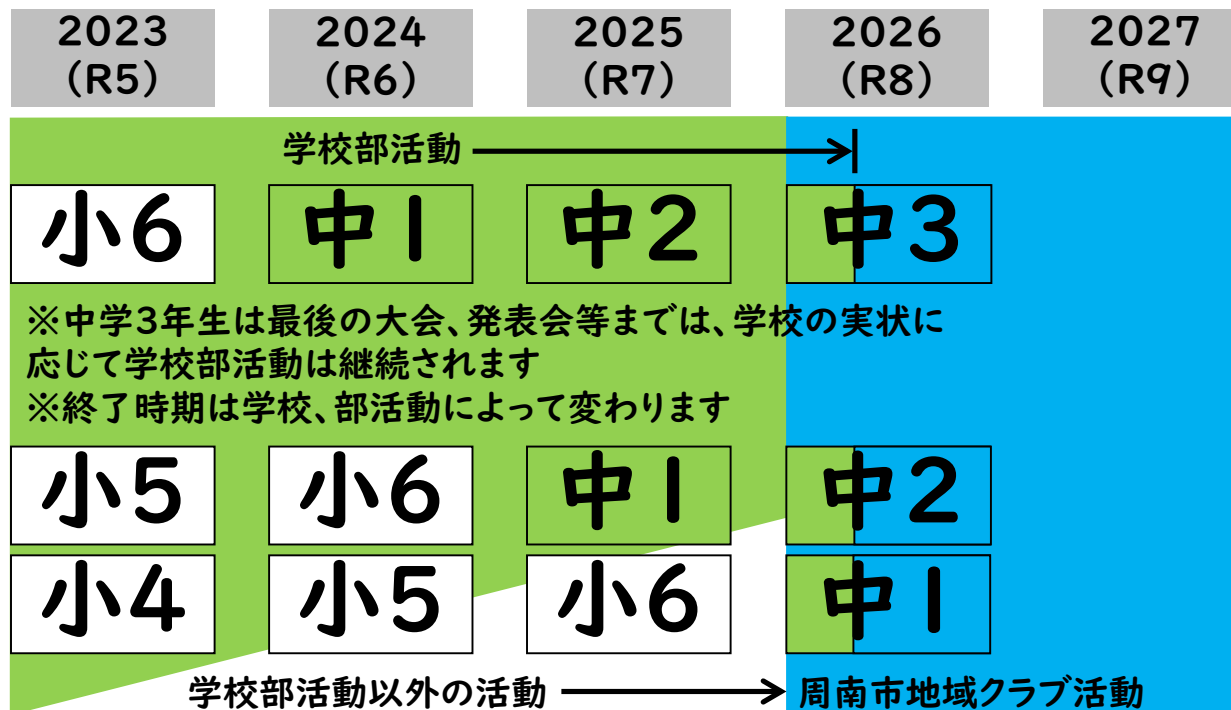
「心と体を大切にする生徒」

活動と休息のバランスをとり、心と体を大切にする生徒

学校では「望ましい参加の在り方」を伝え、周南市地域クラブ活動をサポートしていきます

周南市地域クラブの開始時期について

①6



※中学1・2年生の募集は、学校の実状に応じて停止時期は異なります。
 ※中学1・2年生の活動は、中学3年生の最後の大会、発表会等までとなります。その後の学校部活動としての活動はありません。

【 令和5年度 】

- ・「周南市文化・スポーツ活動推進協議会 専門部会」を実施

【第1部会】 周南市地域クラブに関する事

学校教育課、教育政策課、生涯学習課、文化スポーツ課
市体育協会、市文化振興財団、推進協議会代表者

【第2部会】 公共施設の活用に関する事

学校教育課、教育政策課、生涯学習課、文化スポーツ課
市体育協会、市文化振興財団、推進協議会代表者

【第3部会】 しゅうなんコミュニティ・クラブに関する事

学校教育課、教育政策課、生涯学習課、文化スポーツ課
地域づくり推進課
市体育協会、市文化振興財団、推進協議会代表者